

静岡県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月22日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動に関する規程（昭和34年静岡県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第8章 選挙公報 (掲載の申請)</p> <p>第45条 候補者が法第168条第1項又は静岡県議会議員選挙公報発行条例(昭和27年静岡県条例第55号。以下本章中「条例」という。)第3条の規定による申請をするときは、掲載文2通を添えて別記第24号様式の申請書を県の委員会に提出しなければならない。この場合において、衆議院小選挙区選出議員若しくは参議院選挙区選出議員の選挙の場合又は県議会議員若しくは県知事の選挙で候補者が掲載を希望する場合は、候補者の写真2葉を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(掲載文の記載方法)</p> <p>第46条 掲載文は、県の委員会が交付する原稿用紙に記載しなければならない。</p> <p>2 掲載文は、<u>黒色の色素により記載しなければならない</u>、<u>第45条第1項の規定により掲載することができる写真を除き、色の濃淡がないもの</u>としなければならない。</p> <p>(掲載文に使用する文字等)</p> | <p>第8章 選挙公報 (掲載の申請)</p> <p>第45条 候補者が法第168条第1項又は静岡県議会議員選挙公報発行条例(昭和27年静岡県条例第55号。以下本章中「条例」という。)第3条の規定による申請をするときは、掲載文<u>(書面による掲載文の場合には2通(同文のものに限る。))</u>を添えて別記第24号様式の申請書を県の委員会に提出しなければならない。この場合において、衆議院小選挙区選出議員若しくは参議院選挙区選出議員の選挙の場合又は県議会議員若しくは県知事の選挙で候補者が掲載を希望する場合は、候補者の写真<u>(書面による掲載文の場合には2葉(同様のものに限る。))</u>を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(掲載文の記載方法)</p> <p>第46条 掲載文は、県の委員会が交付する原稿用紙<u>(県の委員会が提供する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下「原稿用紙」という。)</u>に記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。</p> <p>2 掲載文は、<u>無彩色で記載し、又は記録</u>しなければならない。</p> <p>(掲載文に使用する文字等)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第47条 掲載文は、通常文章に使用する漢字、平仮名、片仮名、数字等の文字並びに符号、記号及び線並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類によつて記載しなければならない。ただし、氏名欄には通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字等の文字をもつて記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 氏名欄には、候補者の氏名(令第88条第8項(同条第9項又は第89条第5項において準用する場合を含む。))の規定による認定を受けたときは、その認定を受けた通称)を記載しなければならない。</p> <p>4 氏名欄に記載する候補者の氏名(振り仮名を含む。)は、当該氏名欄のわく内に記載しなければならない。</p> <p>(図画等の面積制限)</p> <p>第47条の2 掲載文に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正)</p> <p>第47条の3 県の委員会は、前3条の規定に違反した掲載文の申請があつた場合、又は文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印刷の方法)</p> <p>第47条の4 <u>選挙公報は、写真製版により印刷するものとする。</u></p> <p>2 候補者は、印刷の体裁等について指定することができない。</p> | <p>第47条 掲載文は、通常文章に使用する漢字、平仮名、片仮名、数字等の文字並びに符号、記号及び線並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類によつて記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。ただし、氏名欄には通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字等の文字をもつて記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 氏名欄には、候補者の氏名(令第88条第8項(同条第9項又は第89条第5項において準用する場合を含む。))の規定による認定を受けたときは、その認定を受けた通称)を記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。</p> <p>4 氏名欄に記載する候補者の氏名(振り仮名を含む。)は、当該氏名欄のわく内に記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。</p> <p>(図画等の面積制限)</p> <p>第47条の2 掲載文に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載し、<u>又は記録</u>しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、<u>又は記録</u>することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正)</p> <p>第47条の3 県の委員会は、前3条の規定に違反した掲載文の申請があつた場合、又は文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、掲載文の記載<u>又は記録</u>の訂正を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印刷の方法)</p> <p>第47条の4 候補者は、印刷の体裁等について指定することができない。</p> |
|---|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。